

令和7年9月1日

市民の皆さまへ

松本市総務部人事課

職員の懲戒処分等について

職員に対し地方公務員法に基づく懲戒処分等下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 処分について

(1) 処分対象職員及び処分内容

処分対象職員（事案当時）	処分内容
スポーツ本部 本部長（50代）	減給10分の1 2月
スポーツ本部スポーツ事業推進課 課長（50代）	減給10分の1 2月
スポーツ本部スポーツ事業推進課 係長（40代）	減給10分の1 1月

(2) 処分日 令和7年9月1日

(3) 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく処分
同法第33条 信用失墜行為の禁止違反

2 処分対象事案の概要

松本マラソン2023大会の会計において、同大会の業務受託者に、収支均衡の決算となるよう変更契約の締結を依頼するとともに、赤字分である1,595万円を翌年度になってから「松本マラソン2024業務委託費前払金」として請求するよう依頼し、実際の業務委託費と異なる額で会計監査を受け、総会に報告するといった不正な会計処理を行ったもの

3 懲戒処分に関連する矯正措置

同日付けで、スポーツ本部スポーツ事業推進課主事（事案当時）を嚴重注意（矯正措置）としました。